

平成 25 年 12 月 15 日

社員・会員各位

一般社団法人

日本マイクロ・ナノバブル学会

代表理事 高橋 正好

第 2 回定時社員総会決議ご通知

拝啓 社員・会員の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、本日開催の本会第 2 回定時社員総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項 第 2 期（自平成 24 年 10 月 1 日至平成 25 年 9 月 30 日）事業報告書、計算書類の内容
ならびに監事の計算書類監査結果報告の件
本件は、その内容について報告いたしました。

決議事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。その変更の内容は次のとおりであります。

変更前	変更後（下線部分が変更箇所）
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 名称 本会は、一般社団法人日本マイクロ・ナノバブル学会と称する。</p> <p>第 2 条 事務所 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 名称 本会は、一般社団法人日本マイクロ・ナノバブル学会と称する。英文名を <u>Japan Micro-Nano Bubble Society Corporation</u> と称する</p> <p>第 2 条 事務所 本会は主たる事務所を東京都<u>小金井市</u>に置く。 <u>2. 本会は、理事会の決議によって従たる事務所、研究施設等を必要な地に置くことができる。</u></p>
<p>第 5 章 役員</p> <p>第 20 条 役員の設置 本会には、次の役員を置く。 （1）理事 3 名以上 （2）監事 2 名以内</p>	<p>第 5 章 役員</p> <p>第 20 条 役員の設置 本会には、次の役員を置く。 （1）理事 3 名以上 （2）監事 <u>1 名以上</u></p>
<p>第 11 章 附則</p> <p>第 43 条 設立時社員も氏名または名称。</p>	<p>第 11 章 附則</p> <p>第 43 条 設立時社員<u>の</u>氏名または名称。</p>



第2号議案 理事7名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、高橋正好、川島真人、長島孝行、大平猛、玉置雅彦、北條行弘、川端鋭憲の7名が再選され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 監事1名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、西山隆司が再選され、就任いたしました。

以上

平成25年12月15日現在の本会役員は、下記のとおりとなりましたのでご報告申し上げます。

記

代表理事	高橋 正好 (工学部会長兼務)	注記1.
理事	川島 真人	
理事	長島 孝行	
理事	大平 猛 (医学部会長・平成26年度第3回学術総会大会長)	注記2.
理事	玉置 雅彦 (農学部会長)	
理事	北條 行弘	
理事	川端 鋭憲	
監事	西山 隆司	

注記1.代表理事高橋正好は第2回定時社員総会終了後の理事会において決議選出されました。

注記2.平成26年度第3回学術総会大会長大平猛は第2回定時社員総会開催前の臨時理事会で決議選出されました。

以上